

東神楽町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

東神楽町

目次

1	東神楽町パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	2
3	宣誓手続きの流れ	3
4	宣誓手続きに必要な書類	5
5	受領証等の再交付・返還	7
6	自治体間連携について	8
7	よくある質問（Q & A）	10

1 東神楽町パートナーシップ宣誓制度とは

東神楽町パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うパートナーシップの関係であることを町に宣誓し、町がパートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを交付する制度です。

この制度により法律上の効果は生じませんが、制度の導入をきっかけとして、当事者の方が抱える生きづらさが少しでも解消されるとともに、性の多様性への社会的理解が促進され、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちとなることを目指します。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人関係のことをいいます。

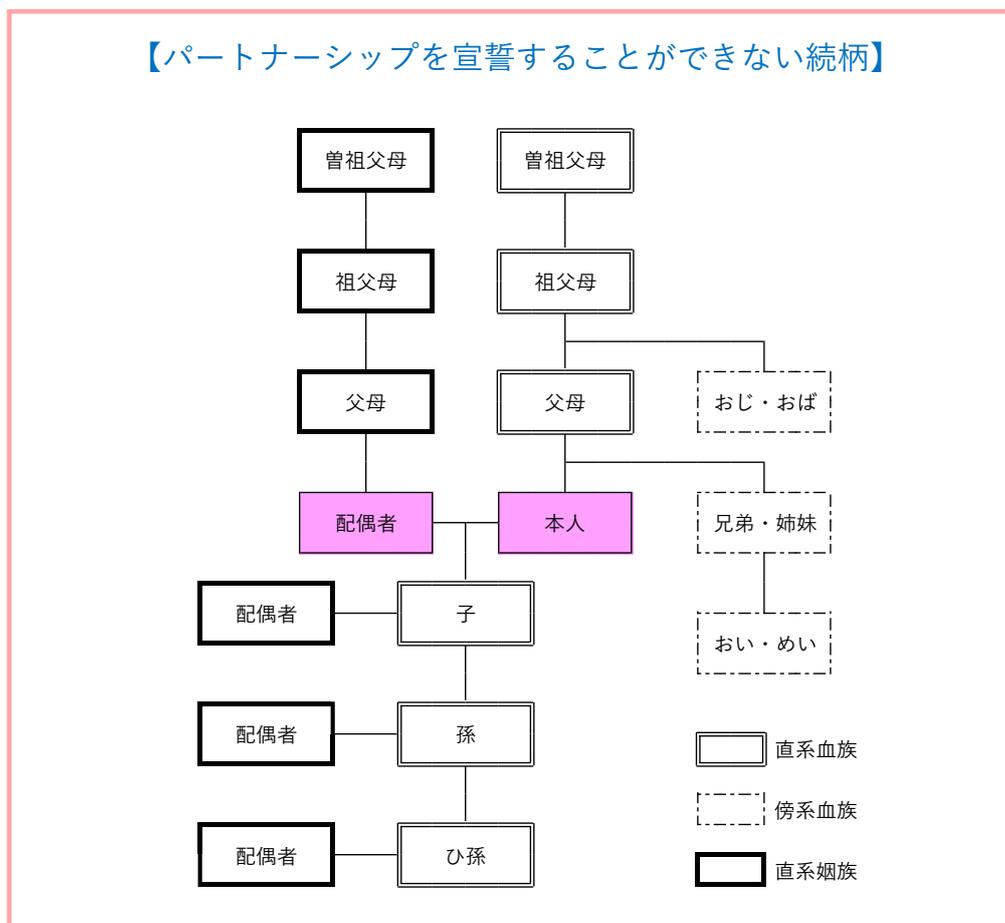
性的マイノリティとは

典型的とされていない性自認（心の性）や性的指向（どんな性を好きになるか）を持つ方のことをいいます。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をすることができる方は、次の項目すべてに該当している方です。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること
- (2) 双方が民法に規定する成年に達していること（満18歳以上の方）
- (3) 一方又は双方が町内に住所がある又は町内への転入を予定していること
- (4) 双方に配偶者がいないこと
- (5) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- (6) 互いに近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと
※養子縁組をしている場合を除く



3 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の5営業日前までに、事前予約を行ってください。

【予約先】東神楽町 暮らしの窓口課

- 電話 0166-83-5401
(平日 8:30～17:15 年末年始を除く)



- 予約専用フォーム（2次元コードから移動できます）
- 電子メール koseki@town.higashikagura.lg.jp

【宣誓場所】東神楽町 暮らしの窓口課

東神楽町南1条西1丁目3番2号
※ご希望に応じて個室で対応いたします。

【宣誓できる時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

- ・ 予約時にお伝えいただきたいこと
 - ① 希望日時（第3希望まで）、個室希望の有無
 - ② 宣誓される方のお名前、生年月日
※通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください
※未成年のお子さんの氏名の記載を希望する場合はその旨おしらせください。
 - ③ 代表の方の日中連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- ・ 電話以外の方法で事前予約をされた方には、後日、宣誓日時等をお知らせします。
 - ※ 宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

4 宣誓手続きに必要な書類

(1) 本人確認ができる書類

官公署が発行した顔写真付きのものは1点、それ以外のものは2点提示してください。

【本人確認の具体的な証明の例】

1点で良いもの（例）	2点必要なもの（例）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・身体障害者手帳 その他、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書	・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証 ・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）

※ 有効期限があるものについては、有効期限内の者に限ります。

(2) 「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・ 1人1通、3か月以内に発行されたものを提出してください。
※ お二人が同一世帯の場合は、一緒に記載されているもの1通でかまいません。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
(記載がある場合は受け取れません)

－宣誓時にどちらも東神楽町内にお住まいではない場合－

- ・ 上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
例) 転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等
- ・ 転入後14日以内に、住民票の写し、又は住民票記載事項証明書を提出してください。

(3) 配偶者がいないことを証明する書類

(戸籍個人事項証明書〈戸籍抄本〉又は独身証明書等)

- ・ 1人1通、3か月以内に発行されたものを提出してください。
 - ・ 外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
- ※ 本籍地が東神楽町外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。

(4) 通称名の使用を希望される場合

通称名での宣誓を希望される方は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。

例) 社員証、学生証、公共料金の請求書、給与明細書、病院の診察券、
自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致していること）

(5) 未成年のお子さんの記載を希望される場合

宣誓しようとする方と同居している未成年（18歳未満）のお子さんの氏名を受領証等へ記載することを希望される場合は、次の書類をご持参の上、「子に関する届出書（別記第4号様式）」を提出してください。

- ① 宣誓される方のお子さんであることが確認できる書類
→戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄〈抄〉本）
- ② 同居し生計を一にしていることが確認できる書類
→住民票の写し（個人番号〈マイナンバー〉の記載がないもの）又は住民票記載事項証明書

※いずれも3か月以内に発行されたものに限りです。

5 受領証等の再交付・返還

(1) 受領証等の再交付について

紛失、毀損、汚損した場合、改姓・改名した場合などの事情によりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、次の書類をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第5号様式）」を提出してください。

- ① 本人確認書類（5ページ参照）
- ② 受領証・受領カード（紛失以外の理由の場合）

①、②のほか

【戸籍上の氏名を変更する場合】

- ・ 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

【通称名を変更する場合】

- ・ 通称名を確認できる書類（6ページ参照）

(2) 受領証等の返還について

次のいずれかの項目に該当する場合は、本人確認書類（5ページ参照）をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第6号様式）」を提出し、受領証及び受領カードを返還してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が亡くなられたとき
- ・ どちらも東神楽町に住所を有しなくなったとき
 - ※ 自治体間連携に関する協定を締結している自治体（8ページ参照）に転出し、継続使用申請書を提出するときを除く。
- ・ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※ パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

※ パートナーの方が亡くなられた場合で、受領証等の返還を希望されない場合は「くらしの窓口課」にご相談ください。

6 自治体間連携について

(1) 上川中部 1 市 8 町における連携

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町

比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

上川中部圏域の 1 市 8 町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）では、同一の制度内容の要綱を制定し、お互いに連携して運用できるよう連携協定を締結しています。

※上川町は令和 6 年 4 月制度導入予定

○ 1 市 8 町どこの自治体でも手続きができます

次の手続きを住んでいる自治体以外で行うことができます。

- ・パートナーシップの宣誓
- ・受領証等の再交付
- ・受領証等の返還
- ・受領証等継続利用申請（道内連携自治体及び 1 市 7 町への転出）

※ 手続きはどこの自治体でもできますが、利用できる制度は住んでいる自治体の制度です。受領証等についても住んでいる自治体から交付されます。（交付には通常より日数を要します）

○ 1 市 8 町間の転出入は手続きが簡素化されます

東神楽町からの転出時に、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（別記第 7 号様式）」を提出することにより、転入先でも東神楽町の受領証等をそのまま使用することができます。

また、1 市 7 町から東神楽町へ転入する場合も同様に、転出元の自治体で手続きすることで、お持ちの受領証等をそのまま使用することができます。

東神楽町民の方で、1市7町での手続きを希望する場合や、1市7町へお引っ越しする場合は「くらしの窓口課」にご連絡ください。

宣誓手続きの場合は、電子申請からのお申し込みも可能です。

東神楽町での手続きを希望する1市7町の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

東神楽町 くらしの窓口課

・電話 0166-83-5401

(受付時間:平日8:30~17:15 年末年始を除く)

・電子メール koseki@town.higashikagura.lg.jp

・予約専用フォーム(宣誓手続きの場合のみ利用可)

※2次元コードから移動できます



(2) 道内導入済自治体との連携

○次の自治体に転出するときは手続きが簡素化されます

自治体間連携の協定を締結している自治体(令和6年1月16日現在)

札幌市・函館市・帯広市・北見市

岩見沢市・苫小牧市・江別市・北斗市

東神楽町がパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体に転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(別記第7号様式)」を東神楽町に提出することにより、転入先でも東神楽町の受領証等をそのまま使用することができます。

帯広市については、「証明制度」か「登録制度」を選択する制度のため、帯広市で手続きを行います。

手続き方法など詳しくは、くらしの窓口課(電話:0166-83-5401又はkoseki@town.higashikagura.lg.jp)までお問い合わせください。

上記自治体から東神楽町に転入される場合も、同様に手続きが簡素化されます。

詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。

7 よくある質問（Q & A）

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか。

A 1 婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お互いが人生のパートナーであることを町に宣誓するもので、婚姻のような法的効力はありません。また、宣誓により、戸籍や住民票の記載事項が変わることもありません。

Q 2 パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか。

A 1 宣誓や受領証等の交付に対する費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の交付手数料などは自己負担となります。

Q 3 宣誓はどこで行いますか。

A 3 東神楽町くらしの窓口課で行います。ふれあい交流館では手続きできません。

Q 4 平日以外の土・日や祝日に宣誓はできますか。

A 4 宣誓は、原則平日（年末年始を除く）8時30分から午後5時15分に受け付けます。ただし、特別な事情がある場合は、くらしの窓口課にご相談ください。

Q 5 郵便やEメールでも宣誓書を提出できますか。

A 5 郵便やEメールでの提出はできません。

宣誓の手続きは、職員立会いのもと、お二人の意思を確認の上行います。ただし、病気等の理由により、お二人での来庁が難しい場合は、事前にくらしの窓口課にご相談ください。

Q 6 宣誓にあたりプライバシーは守られますか。

A 6 希望される場合は個室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q7 事実婚関係の場合も、パートナーシップの宣誓ができますか。

A7 本制度は、法律婚が認められていないことなどによりその関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度でありますので、事実婚の方は対象としておりません。

Q8 養子縁組をしている場合も、パートナーシップの宣誓ができますか。

A8 パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は宣誓することができます。

Q9 通称名を使用できますか。

A9 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓することができます。通称名を使用する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（6ページ参照）も提出してください。
なお、受領証等には戸籍上の氏名を併記します。

Q10 子どもの名前を受領証等に記載できますか。

A10 宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を同じくしている未成年の実子又は養子の氏名を受領証等に記載することができます。希望する場合は「子に関する届出書（別記第4号様式）」に必要書類（6ページ参照）を添付して届出してください。
なお、受領証等から子の記載を削除する場合は再交付となりますので、「パートナーシップ受領証等再交付申請書」に受領証等を添付し届出をしてください。

Q11 受領証等に有効期限はありますか。

A11 受領証等に有効期限はありません。

Q12 受領証等は再交付してもらえますか。

A12 紛失や汚してしまった場合、記載事項の変更により再交付を希望される場合は、「パートナーシップ受領証等再交付申請書（別記第5号様式）」を提出いただければ再交付します。
詳しくは7ページを参照してください。

Q13 町外に転出する場合は手続きは必要ですか。

A13 お二人が東神楽町外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第6号様式）」に受領証等を添付して届出をしてください。

ただし、自治体間連携の協定を締結している自治体に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（別記第7号様式）」を提出することにより、転入先でも東神楽町の受領証等を継続して使用することができます。

詳しくは7ページを参照してください。

Q14 パートナーと関係を解消した場合の手続きを教えてください。

A14 「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第6号様式）」に受領証等を添付して届出してください。

詳しくは7ページを参照してください。

Q15 受領証等の再交付や返還の手続きの際も2人で行く必要がありますか。

A15 宣誓手続き以外は、一人でいらっしゃっても行うことができます。

ただし、パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

東神楽町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
令和6年1月発行

東神楽町 暮らしの窓口課

〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL : 0166-83-5401

E-mail : koseki@town.higashikagura.lg.jp

